

技術の進展に応じた教育の革新、  
新時代に対応した高等学校改革について  
(第十一次提言)

令和元年5月17日

教育再生実行会議

# 技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について (第十一次提言)

## はじめに

我が国では、現在、急速な人口減少や少子・高齢化が進んでいます。例えば、18歳人口については、現在の約120万人から2040年には約88万人まで減少すると予想されています。このような中、地方では人口減少や地域経済の縮小が進んでおり、地方の活力を取り戻すためにも、地方創生に国を挙げて取り組むことが喫緊の課題となっています。

また、我が国は健康寿命世界一の長寿社会を迎えており、今後更なる健康寿命の延伸も期待されています。こうした人生100年時代においては、一人一人が「学びは終わりのないプロセス」であることを意識し、生涯を通じて社会に貢献するために、能動的に学び続けることが重要となります。

さらに、第4次産業革命とも言われる、AIやロボティクス、ビッグデータ、IoTといった技術の急速な発展に伴い、我が国においてSociety5.0と言われる超スマート社会が到来しつつあります。このような社会の実現により、我が国が世界に先駆けて様々な課題を解決していく「課題解決先進国」にならなければなりません。

その一方で、AIの発達により今ある仕事の多くが消滅したりAIに代替されたりする可能性が指摘されるなど、情報技術は単なる手段にとどまらず、我が国の社会や産業、また私たちの生活環境に根本的な変革をもたらすインパクトを有するものです。

また、世界では、人、物、情報が国境を越えて行き交うグローバル化が急激に進んでおり、様々な分野において世界の国々を巻き込んだ競争が激化しています。特に、Society5.0の基盤となるAI、IoTなどの技術の開発に関する国際的な競争は激しさを増していますが、我が国は、これらの分野における研究開発や専門人材の育成・確保の面で、最先端にある国々に比べ大きく立ち遅れています。また、国内では地域間格差も大きいことから、まさに我が国は内外ともに危機的な状況にあり、国内外で一步を踏み出すべき瀬戸際に立っているとと言えます。

このことが、我が国の社会の発展や経済の成長、生産性向上への足かせともなりかねないことから、関係者が危機感を持って速やかにこれらの分野の専門人材の育成やデータサイエンス等に関する国民のリテラシーの向上を図ることが必要であり、教育における取組は急務となっています。

今後更に加速化するであろうこうした様々な社会の変化に対して、子供たちが受け身になることなく、その中から積極的にチャンスを見つけ、それを活用し、活躍していくことができるよう、教育を通じて必要な資質・能力を育成していくことが大切であり、そのた

めには新たな時代を見据えた教育再生を大胆にスピード感を持って進めなくてはなりません。

教育再生実行会議では、このような問題意識の下、「技術の進展に応じた教育の革新について」及び「新しい時代に対応した高等学校改革について」の2つのテーマを設定し、昨年8月より、ワーキンググループを設け検討を重ね、今般、これまでの検討結果を第十一次提言として取りまとめました。今回の提言は、教育のみにとどまらず、我が国社会の在り方に関わるものであり、急速に変化する世界への対応は社会全体の喫緊の課題です。政府におかれては、本提言を踏まえ、教育関係者のみならず幅広く国民的な議論を深めながら、本提言に盛り込まれた諸施策について、今が取り組むべき最後のチャンスという危機感をもって制度改革に向け速やかに専門的・具体的な検討を行うとともに、様々な環境の整備に努め、その内容が着実に実現されることを期待します。

## 1. 技術の進展に応じた教育の革新

AIの急速な進化など技術革新が目覚ましく進展・普及し、Society5.0という新しい時代が到来しつつあります。それに伴い、人の働き方や生き方を含めた、社会全体の構造までもが激しく加速度的に変化しつつあります。例えば、10年前に広く普及していなかったスマートフォンやタブレットは、現在生活する上でなくてはならないものとして定着しており、今の子供たちはこうした機器を身近なものとして育てています。また、技術革新が進むことにより、ロボット掃除機や自動運転などAIやIoTが生活の中で当たり前のもので存在する社会となり、今の子供たちが活躍する頃の社会は、今のものと大きく異なっていると考えられます。

具体的にどのように変わっていくのか、その変化のスピードや姿は、誰にも予測することはできませんが、世界に目を向けると、AIなどの先端技術を活用したイノベーションが創出されつつあります。また、技術は人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用なものです。これからの社会において、誰もが、受け身になることなく、自らの人生を主体的に切り拓き、より豊かに、より幸せに生きていくためにも、また、我が国の国際競争力を維持・向上させていくためにも、開発・利活用の双方の観点から、AIなどの先端技術を適切に、積極的に使いこなしていくことが不可欠となります。また、人生100年時代を迎えるに当たって、医療や創薬をはじめとした生命科学も重要になってきます。我が国はこれまで、高い技術や研究開発力をいかして発展してきました。今後、そうした資源を一層戦略的かつスピード感をもって活用していくことが必要です。対応が遅れた場合、我が国は新たな国際競争の大きな潮流の中で埋没してしまうおそれさえあります。

技術革新は、教育の在り方にも大きな変革をもたらします。例えば、学習状況（スタディ・ログ）の活用等による一人一人の能力や適性に応じて「公正に個別最適化された学び」や、場所や時間に制約されず、「だれでも」「いつでも」「どこでも」主体的に学び続けることができる環境の実現に、遠隔教育、デジタル教材などに関する技術革新が貢献できる要素は、決して小さくありません。実際に一部の学校においては、授業にデジタル教材を取り入れることにより、一人一人の理解や関心に合わせて学習内容を深めたり、基礎的な知識の着実な習得を目指したりすることが可能となるなど、大きな効果を上げている事例もあります。また、民間団体等においても、ICT や先端技術を活用し、個別最適化された学びを提供している事例もあり、様々な場において、技術を活用した学びは広がりつつあります。ICT や先端技術は、学習指導だけではなく、生徒指導や教師の働き方改革、特別な配慮が必要な児童生徒の状況に応じた支援の充実、EBPM<sup>1</sup>の推進などの側面においても、子供たちや教師を「支える」システムとして欠かせません。技術革新による教育の変革は、これまで我が国の教育が重視してきた学習の機会均等及び教育の質保証をより一層担保しやすくするためのものとして有効に機能すべきものです。

当然ながら、個別最適化された学びだけでは、これからの社会を生きていくために必要な力の全てを育むことはできません。AI や AR（拡張現実）、VR（仮想現実）などの技術が生活に定着し、「間接体験」や「疑似体験」の機会が多くなる中であっても、実際に触れ、関わり合う「直接体験」の機会を充実することにより、子供たちが自分の価値を認識しつつ、他者と協働することの重要性などを実感しながら理解できるような場や機会を設けていくことが不可欠です。その際、集団の中で体系的・継続的な活動を行うことのできる学校などの場をいかにしながら、子供同士の協働、教職員や地域の人との対話等が重要となります。

また、学校教育の成否は、その直接の担い手である教師が負うところが極めて大きく、教師の資質・能力の向上は重要な課題です。社会の変化や技術革新を受け、教師に求められる役割や資質・能力も変化しています。例えば、教師には教え導くだけでなく、一人一人の個別最適化された学びを支援する力が一層強く求められるようになります。これからの教師は、目まぐるしく変化し続ける社会に的確に対応できるよう絶えず学び続け、必要な資質・能力を着実に身に付けていかなければ、子供たちやその保護者、そして社会の信頼を得ることは難しくなるものと考えられます。そのためにも、養成・採用・研修の全体を通じて、技術革新に対応した教師の育成に向けて、関係者は一丸となって最大限努力することが必要です。

一方、教師の多忙化は大きな課題となっています。この課題に対しては、先端技術の力により物理的・時間的余裕が生じることで、教師がより一層教育活動に集中し、教育の質を高めていくことが可能となると考えられます。また、学校教育の質的充実に対する要請

---

<sup>1</sup> Evidence-based Policymaking（客観的な根拠に基づく政策立案）の略。政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）等において、EBPM推進体制の構築を図ることとしている。

が高まる中、教師だけではなく、社会で実践的な活動を行ってきた外部人材等との連携によって、より一層の教育の充実を図ることが可能となります。働き方改革を着実に進めるとともに、「チーム学校」の考え方の下、先端技術を効果的に活用しながら、教師だけでなく様々な人たちが協働し、一人一人の学びを「支える」ことが重要です。

また、教育に先端技術を導入していくことにより、「個別学習が中心となると、集団性やコミュニケーション能力が育たなくなるのではないか」「個人情報漏えいする危険性があるのではないか」「コンピュータを長時間見続けることは、健康に悪影響があるのではないか」など懸念の声も聞こえています。また、学校現場では、教職員のスキルや機器の不具合等を心配する声もあります。このため、教育への先端技術の導入に当たっては、リスクをコントロールしながら、客観的な根拠を重視した教育政策の推進という観点も踏まえ、その教育効果を最大限高めていけるよう、教育関係者や社会の理解を得つつ、学びの変革につながるような取組を進めていくことが重要です。

このように社会の ICT 環境は劇的な変化を遂げ、海外では ICT の教育分野への活用によって成果を上げていますが、我が国においては、いまだ初等中等教育段階の学校における教育用 PC の整備状況は約 5.6 人に 1 台であり、無線 LAN 整備率も約 35%であるなど、残念ながら学校の ICT 環境は脆弱なものであると言わざるを得ません。諸外国と比べて教育への先端技術の導入が遅れ、学校と社会がかい離してしまうことは、我が国の教育の発展にとって、危機的な状況です。今、まさに我が国の教育は重大な岐路に立っていると断言しても過言ではありません。

この背景としては様々なものが考えられますが、教育で ICT や先端技術を活用することに対する「必要感」を社会全体で共有できていないことも一面として考えられます。これからの学びにとって、ICT は「マストアイテム（＝必需のもの）」であり、ICT とともにある環境の中で子供たちを育てていくことが必要です。そのため、教師には ICT を効果的に活用しながらよりよい教育を行っていくことが一層求められることはもとより、学校にとっても ICT 環境は新たな学びの基盤として不可欠なものです。

しかし、学校の ICT 環境をはじめ、技術の進展に応じた教育の改革に対する取組は地方公共団体の間で大きな差が生じており、その現状に国、地方公共団体は真摯に向き合い、できることは直ちに実行していく気概を持つことが必要です。

こうした取組は学校段階にとどまるものではなく、国民一人一人の生涯にわたる学びにおいても先端技術を導入し、効果的に活用することで、年齢、性別の違いや障害の有無といった個人の特性、地理的・時間的な制約等を超えた、学びの内容・形態の一層の広がりがもたらされる可能性があります。

こうしたことを踏まえ、政府全体として、また、地方公共団体の首長や首長部局、教育委員会、校長、一人一人の教師、さらには民間企業等も含めた全ての関係者が意識を高め、Society5.0 の到来を好機と捉え積極的にスピード感をもって、「技術の進展に応じた教育の革新」を加速度的に進めていかなければなりません。

## (1) Society5.0 で求められる力と教育の在り方

AI や IoT などの技術の急速な進展により将来の予測がつかない状況においても、豊かに幸せに生きるために求められるのは、AI などの技術を適切に使いこなして、新たな社会や生活を創造していくことです。また、様々な情報が氾濫し、多様な分野の情報に触れることが容易となる中にあるのは、それらの情報の意味を吟味し、読み解き、適切かつ効果的に活用していくことが大切になります。こうしたことを踏まえ、読み解き対話する力を含めた基盤的学力や情報活用能力<sup>2</sup>等を育成するとともに、時代の変化に応じるだけではなく、新たな時代を先導していくためには、どのような力の育成が求められているのか、学校関係者のみならず、教育に携わる全ての者が絶えず考え続ける必要があります。その際、新たな価値を創造できる力を育むことや、各発達段階において文理両方をバランスよく学んでいくという視点が大切です。

また、(3) で後述するように、不登校児童生徒も含め、学びの質を高めるツールとして先端技術を効果的に活用した教育の機会を充実させることも大切です。

○ Society5.0 を迎える中、国及び地方公共団体は、基礎的読解力や数学的思考力などの基盤的学力や、あらゆる学びの基盤となる情報活用能力の育成を目指す。また、新たな社会を牽引する人材、地域を支える人材の育成を推進する。

特に、新学習指導要領において充実されたプログラミングやデータサイエンスに関する教育、統計教育については、全ての児童生徒に基盤的学力を習得させる、高度専門人材を育成する、との2つの観点から、その着実な実施を図る。その際、データサイエンスやAIを理解する上で必要となる確率・統計、線形代数等の基盤となる「行列」等の概念や考え方を高等学校段階で確実に学ぶことができるよう、効果的な指導方法等について検討を進める。

○ 国は、児童生徒の情報活用能力を客観的に測定・把握するための手法を研究する。

○ 全ての児童生徒に基礎的読解力や数学的思考力などの基盤的学力を育成することが重要であることから、国及び地方公共団体は、指導方法の改善や教材、ICT環境の整備などの学習支援の充実を図ることにより、語彙の理解、文章の構造的な把握、読解力、計算力や数学的思考力など基盤的学力の定着を重視した新学習指導要領の確実な習得を図る。

<sup>2</sup> 新学習指導要領では、言語能力や問題発見・解決能力と並び、学習の基盤となる資質・能力と位置付けられている。世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である。

- 国は、幅広い分野で新しい価値を提供できる人材を養成することができるよう、初等中等教育段階においては、STEAM 教育（Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics 等の各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育）を推進するため、「総合的な学習の時間」や「総合的な探究の時間」、「理数探究」等における問題発見・解決的な学習活動の充実を図る。その際、各発達段階において、レポートや論文等の形式で課題を分析し、論理立てて主張をまとめることも有効である。そのため、国は、カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえ、人材活用も含め産学連携や地域連携による STEAM 教育の事例の構築や収集、モデルプランの提示や全国展開を行う。また、グローバルな社会課題を題材にした、産学連携 STEAM 教育コンテンツのオンライン・ライブラリーを構築する。
- また、国は、高等教育段階においても、今後多くの学生が必要とする STEAM やデザイン思考などの教育が十分に提供できるよう、各大学が学部横断的な教育に積極的に取り組むことを可能としていく。その際、レポートや論文等の形式で課題を分析し、論理立てて主張をまとめることも有効である。
- 国は、高等学校段階における AI、データサイエンス分野に関する教育の充実を図るため、AI・数理・データサイエンスに関する教育について先進的な取組を行う高等学校と大学が連携し、これらのテーマに関する探究的な学習を促進するための方策を検討する。
- 国及び地方公共団体は、情報モラル教育の充実を図るとともに、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する普及啓発活動を実施する。また、国は、学校における情報機器の使用による健康面への影響等に関する調査研究を実施する。
- 社会で求められる力や教育における技術利用が急速に変化していくことを見据え、こうした変化に柔軟かつ迅速に対応できるよう、国は、学習指導要領や学習指導要領解説の一部改訂の実施など、教育課程の不断の見直しを進めていく。また、国は、教科書の一部訂正制度の積極的な活用等を推進するとともに、中長期的な観点から、情報や工業・商業などの技術革新の進捗が早い分野の教科・科目に係る高等学校教科書については、上記のような教育課程の不断の見直しに対応した教科書の弾力的見直しなどについて検討する。

- 国は、大学入学共通テストにおける「情報Ⅰ」の取扱いについて、出題科目への追加を CBT<sup>3</sup>による実施も含め検討する。

## (2) 教師の在り方や外部人材の活用

技術の進展に伴い、新たな社会や価値を創造するために求められる力のほか、教育の在り方にも変革が起きています。一人一人の教師がこのような変化に的確に対応できるよう、教育委員会、校長が理解を深めることにより、学校教育に ICT や先端技術を取り入れ、よりきめ細かな学習支援が効果的にできるようになるなど、教育の質を高めていくことが可能となります。このため、Society5.0 の到来などの様々な社会の変化や技術革新に対応した力を持つ教師の育成は喫緊の課題です。国においても、例えば、平成 28 年度から、免許状更新講習において、現代的な教育課題として「教育の情報化（情報通信技術を利用した指導及び情報教育（情報モラルを含む）等）」を選択必修領域に位置付けるとともに、今年度から、教職課程において、「各教科の指導法」の中で、ICT の活用を含む指導法を必修化するなど、様々な取組を通じて、教師の ICT 活用指導力の向上に取り組んでいます。こうした取組に加え、技術を活用し、優れた指導力を有する教師の暗黙知や経験知を可視化し、研修等に活用することにより、教師の資質・能力の向上に一層資することが期待されます。一方、急激に進展する技術を学校において迅速に取り入れていくために、学校が様々な外部の専門家の協力を得ていくことも重要です。また、AI やデータサイエンス分野に優れた人材を大幅に増やすためには、そうした人材を育てることのできる指導体制を整備することが必要であり、教員の養成・採用・研修の強化及び外部人材の活用の推進が求められます。

- 教師が ICT や先端技術を取り入れながら、児童生徒の理解度や関心を踏まえた授業展開を行うなど授業改善を図るとともに、きめ細やかな学習支援や生活支援を効果的に行っていくためには、教師の養成・採用・研修の全体を通じて、全ての教師の ICT 活用指導力の向上を図ることが重要である。

このため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者である都道府県等は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）に規定する校長及び教員としての資質の向上に関する指標や教員研修計画において、教師の ICT 活用指導力の育成に関する内容を明確に位置付ける。これにより、国が定める指針における ICT 活用指導力の育成に関する記載を踏まえ、教師の採用や研修の改善充実に取り組む。

<sup>3</sup> Computer Based Testing(コンピューターを利用した試験方式)の略。



さらに、国は、技術の進展に対応した教員の養成に資するよう、ICT 活用指導力の向上に資するよう教職課程に係る法令や教職課程コアカリキュラムの継続的な改善を行う。

- 国は、Society5.0 の到来などの様々な社会の変化や技術の急速な進展を踏まえ、教師が自らの資質・能力を継続的に高めていくことができるよう、国内外の企業・教育機関等を含め、研修プログラム・教材の開発を推進する。また、任命権者は、こうした研修プログラムの受講を促進するため、自らの資質・能力を継続的に高めるための研修等を受講した場合に人事評価において考慮すること等について検討する。
- 国は、今後の社会変革に伴う教育革新の大きな流れを見据え、教師の ICT 活用指導力の向上、アクティブ・ラーニング、個別最適化をはじめとする Society5.0 に対応した、産業界とも連携し教員養成を先導するフラッグシップ大学（例えば教員養成の指定大学制度等）を創設する。フラッグシップ大学は、既存の制度の特例や弾力化も視野に、スタッフやカリキュラムなどの指導体制を検討し、構築する。
- 国は、教員養成を先導するフラッグシップ大学をはじめとした教員養成機関において、AI や IoT などの技術革新に伴って変化するこれからの社会で活躍することのできる人材を育てるために、STEAM 教育や、児童生徒が ICT を道具として活用することを前提とした問題発見・解決的な学習活動等についての高い指導力を有する教員の養成を促進する。
- 国は、前述の資質の向上に関する指標や教員養成を先導するフラッグシップ大学における ICT 活用指導力に関する取組等を通じて、教職課程を持つ大学において ICT 活用指導力の向上を実現する充実した教育が行われるよう支援する。
- 国及び地方公共団体は、学校管理職や教育委員会の指導主事等に対し、教育における ICT の活用に関する理解を深めるための研修を促進する。また、教育関係者が様々な ICT 機器や EdTech<sup>4</sup>を活用したデジタル教材等に気軽に触れる機会を豊富に持てるよう、企業等と連携し、研究発表会や各種教育研究協議会、イベント等において、これらを体験できるような展示やブース等を設ける。その際、多くの教育関係者が参加できるように、同一会場で実施したり、プログラム間の時間を長くしたりするなど工夫する。

<sup>4</sup> 教育分野における、AI・ビッグデータなどの新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組（「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定））。

- 国は、校内研修等にも活用が可能なポータルサイトや動画配信等を用いて、全国の教師が自主的に ICT を活用した教育方法等について学ぶことができるよう支援する。
- 国は、AI などの先端技術を利用した教師の指導力等を分析する実証事業等を通じた、児童生徒の変容等に基づいた教師の指導力の「見える化」により、教師の資質向上を図る。
- 国は、スーパーサイエンスハイスクール (SSH) 指定校において開発された課題研究の指導法や教師の育成に関するノウハウを、「探究学習」に係る専門能力に長けた教師の育成にいかすべく、優れた教員の指導方法等についての調査・分析を行い、教員養成課程を置く大学や都道府県教育委員会へ共有する。
- 国は、高等学校の情報をはじめとした免許外教科担任が多い教科について、免許状を有する教師を確保するため、免許外教科担任の許可や臨時免許状の授与を受けて指導を行った場合の勤務経験を、免許状取得の際に考慮するなど弾力的な取扱いを検討し、当該教科の免許状の取得を促進するなど、免許制度の改善を検討する。また、情報等を担当する教師の資質能力の向上に資するような講習を開発し、インターネット等を活用して全国の教師に提供する。
- 都道府県は、中学校・高等学校における情報教育の強化及び ICT 環境整備促進のため、技術・家庭科、情報科での採用枠を設けるなどにより、技術や情報の免許状所有者の採用を促進する。また、技術と情報など、複数免許の取得が促進されるような仕組みについても検討する。
- 国は、企業や大学等が学校と連携し、専門性の高い社会人や大学院生等が所属元の身分を有したまま教師等として ICT を活用した教科の指導や教材の作成、校内研修での指導助言など学校教育に幅広く参画できる仕組みを検討する。特に、ICT 支援員の果たす役割は重要であることから、国は、その必要性や役割について積極的に周知する。地方公共団体は、特別免許状や特別非常勤講師制度について、採用の時期を十分に意識した上で、その積極的・弾力的な活用等により、社会や産業での実践的な課題をテーマとする探究的な学習を支援したり、児童生徒の情報活用能力を育成したり、ICT 機器や EdTech 等を活用して指導したりするスキルを持った外部人材を教師や ICT 支援員等として積極的に配置・活用する。

### (3) 新たな学びとそれに対応した教材の充実

第5世代移動通信システム(5G)の導入に向けた取組が進み、官民を問わずデジタルトランスフォーメーションへの対応が求められるなど、デジタル技術の進展は目覚ましいものがあります。これにより、個人のスタディ・ログを蓄積した学びのポートフォリオに基づき、児童生徒一人一人の能力や適性に応じて個別最適化された学びが提供され、遠隔教育等により場所や時間に制約されない多様な学習機会が確保・充実されるなど、学びの形が変わりつつあります。また、こうした取組は、特別な配慮を要する児童生徒への指導においても優れた効果をあげています。このように、新たな学びが実現する中においては、教育への技術の導入は目的に沿った適切なものであることが求められ、今後、こうした点に留意しつつ、教育における技術の効果的な活用を図っていくことが重要となります。また、様々な学びを支えるデジタル教材の充実を図ることも重要です。

さらに、遠隔教育<sup>5</sup>は教育の質を高めるとともに、高等教育やリカレント教育の機会の充実にも資するものです。

○ 遠隔教育は、学校規模や地理的要因等にとらわれず、教育の質を大きく高める手段である。例えば、多様な意見・考えに触れ協働して学習に取り組む機会や、社会で実践的な活動を行ってきた外部人材等との連携、多様な科目選択を可能とすることによる学習機会を充実させるほか、不登校児童生徒や病気療養児など通学して教育を受けることが困難な児童生徒の学習機会の確保や、帰国・外国人児童生徒等への支援、中山間地域や離島などの学校における教育活動の充実などに資するものである。

このため、国は、希望する全ての小・中・高等学校・特別支援学校等が、遠隔教育を活用し教育の質の向上を図っていくことができるよう、連携先とのニーズ等のマッチングや指導面・技術面のアドバイスなどについて様々な高等教育機関・民間企業等から支援や助言を受けられるプラットフォームが構築されることを目指す。また、グッドプラクティスの創出や全国的普及を図るとともに、中学校段階において、ニーズの高い分野(英語、プログラミング)等で受信側の学校における教員の免許種の要件を緩和する特例校制度を創設し、効果的な授業実施方法等を明らかにする<sup>6</sup>など、遠隔教育が、教員の指導や子供たちの学習の幅を広げ、教育の質を高める手段となるようにする。

○ 国は、スタディ・ログ等を活用した、一人一人の能力や適性に応じて個別最適化された学びや協働学習のほか、生活情報を含む様々なデータを利活用した生徒指導や学級

<sup>5</sup> 文部科学省では、平成30年9月14日に「遠隔教育の推進に向けた施策方針」を取りまとめている。

<sup>6</sup> 遠隔教育の推進による先進的な教育や、教師・学習者を支援する先端技術の効果的な活用の推進については、平成31年3月29日に柴山文部科学大臣から「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(中間まとめ)」を公表している。

運営、学校運営等の実現に向け、学校現場と企業等の協働による EdTech などの技術の効果的な活用に関する実証研究を進める。

- 国は、高大接続改革を推進する観点からも、生徒の日頃の学習成果を電子データでやりとりできる仕組みを構築し、個別選抜において主体性等がより適切に評価できるよう、「学力の3要素」の多面的・総合的評価に活用されることを促す。
- 国は、個々の児童生徒のスタディ・ログの収集・蓄積・管理・分析・利活用等の在り方について、海外事例も参考にしながら、個人情報の適切な取扱い等も含め整理を行う。
- 国は、児童生徒に関して蓄積された情報が、当該児童生徒や保護者の同意なく商用利用など本来の目的以外に使用されないようにするための配慮について、一定のルール化も含めて検討する。
- 国は、デジタル教科書が法制化されたことを踏まえ、その活用方法や留意点に関するガイドラインを策定し、その円滑な導入に向けた取組を推進するとともに、デジタル教科書の効果や影響等を把握し検証する。
- 国は、デジタル教材をはじめとした ICT を効果的に活用し、新しい学習指導要領を円滑に実施していくため、企業や大学等との連携・協働により、多様な ICT 環境の実態に即したデジタル教材等の作成を推進するとともに、全国の教師が自主的に技術を活用した教育方法について学んだり、校内研修に活用したりできるよう、誰でも手軽に活用することが可能なポータルサイトや動画配信等の整備を行い、学校や教育委員会等における取組を促す。
- 国は、技術や教材の開発・効果的な活用等のためのガイドラインや、ICT 機器等の調達方法に関するガイドブック（「(7) 新たな学びの基盤となる環境整備、EBPM の推進」において後述）を策定する際に、企業等におけるデジタル教材の開発や学校でのデジタル教材の活用・調達に関して、有効性や安全性を含め、留意すべき事項等を記載する。
- 国は、高等教育やリカレント教育の機会を充実させるため、高等教育機関における遠隔教育の活用状況を踏まえ、必要な推進方策を検討する。

#### (4) 学校における働き方改革

技術の進展は、教育の在り方だけでなく、教師の働き方にも影響を与え得るものです。第十次提言で指摘された、教師の負担軽減や長時間勤務の是正等を含む学校における働き方改革については、平成31年1月、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が取りまとめられるなど、重要な課題となっています。こうした中、校務分掌や教育活動への技術の導入は、事務の効率化や教師による一人一人の能力や適性に応じて個別最適化された学びの支援を可能とします。このような変化は、教員の事務的業務にかかる時間を減らすことで児童生徒とこれまで以上に向き合う時間を確保し、教師本来の業務に専門性を発揮できる機会を増やすなど、教師の仕事を質・量の両面から改善していくものであり、教職人生がより豊かなものとなるとともに、教師が「魅力ある仕事」であることへの再認識につながることを期待されます。

- 国は、統合型校務支援システムの導入・活用の前後の変容を捉え、定量的な指標を中心とした効果測定を実施することにより、学校における校務の情報化を促進する。
- 国は、都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用を促進するため、効率的・効果的なシステムの導入方法や都道府県単位での運用ルール等について成果の整理を行い、全国に普及する。
- 国は、学校間のデータ連携・引継ぎ等を見据え、出席簿、指導要録などの各種表簿の電子化や様式の統一化の促進、校務の電磁的処理による効率化に向けた検討を行う。

#### (5) AI 時代を担う人材育成としての高等教育の在り方

世界レベルで、AI やロボティクス、ビッグデータ、IoT などの技術革新が急速に進み、産業や社会の在り方に革命的な変化をもたらそうとしています。

定型化された業務はAI やロボットに代替されていくということも指摘される中、これまで以上に世界の変化、不確実性につながるこうした変化は、リスクだけではなくチャンスに伴うものでもあります。この機会を前向きにとらえ、新しいことに挑戦し、未来を切り拓く人材を育てていくことがますます重要となってきます。政府においてAI 戦略の策定が進められておりますが、こうした機会を最大限にいかすことのできる人材の育成はその中でも極めて重要です。

- 新たな時代のリテラシーとして、文系・理系の垣根なく全ての学生が、AI・数理・データサイエンスの基本的な素養を身に付けるよう、国は、大学において全学生がそのための教育を受講できる環境づくりを目指し、現在、東京大学をはじめとする6大学<sup>7</sup>を拠点に実施されている標準カリキュラムの作成などの取組を効果的に活用し、AI・数理・データサイエンス教育の全国の大学への展開を強力に推進する。
- 大学において、各専門分野と、AI・数理・データサイエンスを組み合わせた教育プログラムが機動的に展開されるよう、国は、産業界と連携し、AI×専門分野における世界トップレベルの高度人材を育成する教育を推進するとともに、中央教育審議会において提言された「学部、研究科等の組織の枠を超えた学位プログラム」の設置を早急に実現するよう、制度改正や大学への周知・働きかけを積極的に行う。
- AI時代を担う人材育成の根幹として、大学や高等専門学校等においてそれぞれの強みや特色をいかした上で、学生が主体的に学びたいと思える環境が何よりも求められる。大学や高等専門学校等と、そこで学ぶ学生の背中を押すためには、AI・数理・データサイエンスに関する学修成果が社会でしっかりと評価されることも同様に重要である。このため、国は、産業界と協力し、AI・数理・データサイエンス分野で求められる知識やスキルを特定し、それらを修得することができる大学等の教育プログラムについて認定する制度を創設し、履修状況を採用活動やインターンシップ等において活用することを推進する。
- 国は、AI人材の育成のため、高等専門学校において、実践的な技術者教育を基盤としつつ大学と連携した高度な専門教育によるハイブリッド型の連携教育プログラムの導入を促進する。また、AI人材の育成に係る工学・情報分野の大学学部の編入学定員を拡大するなど、こうした取組を推進するための環境整備について検討する。
- 国は、専門学校における Society5.0時代の職業人材の養成に向けたカリキュラム開発を促進する。

## (6) 特別な配慮が必要な児童生徒の状況に応じた支援の充実

ICTや先端技術は、場所や時間に制約されず、また一人一人の能力や適性に応じた教育の提供に大きく寄与するものです。そのため、障害のある児童生徒や、日本語指導が必要な帰国児童生徒・外国人児童生徒等に対して、個別のニーズに応じた教育を提供するこ

<sup>7</sup> 北海道大学、東京大学、滋賀大学、京都大学、大阪大学及び九州大学。

とが可能になると考えられます。既に、ICT や先端技術を活用し、障害のある子供たちに個別最適化された教育を提供している民間団体等もあり、学校や教育委員会がそうした取組と連携・協働し、子供たち一人一人の資質・能力を高めていくことが期待されます。

- 国は、ICT や先端技術を用いた支援機器や教材を効果的に活用することにより、障害のある児童生徒への各教科等の指導の効果を高めることができるよう、支援機器等の選定・活用に必要な指標及び学習評価方法に関する調査研究を行う。
- 国は、「共生に向けた『学び』の質の向上プラン<sup>8</sup>」の更なる前進のため、通級による指導に関し、ICT の活用も含めた個別の指導計画作成支援、発達障害に関する指導スキルの体系化や国による研修の実施などに取り組む。
- 遠隔教育は、不登校児童生徒や病気療養児など通学して教育を受けることが困難な児童生徒の学習機会や、帰国児童生徒・外国人児童生徒等への支援等の確保・充実に資するものであり、国は、希望する全ての小・中・高等学校・特別支援学校等が遠隔教育を活用した教育の質の向上を図っていくことができるよう支援する。  
また、高等学校段階の病気療養中の生徒に対する遠隔教育について、生徒や学校のニーズ等を踏まえながら、より柔軟に単位として認定する制度改正を検討する。  
さらに、医療的ケアの必要のある子供に対する「学び」の機会の確保に努める。
- 国は、不登校児童生徒が自宅において ICT を活用した学習を行った場合に指導要録上出席扱いとすることができる制度について、留意事項等を周知するとともに、その活用を促進する。
- 国は、外国人児童生徒等やその保護者との意思疎通の円滑化のため、多言語翻訳システムなどの ICT の活用を促進する。
- 国は、海外に所在する日本人学校において、特別な配慮が必要な児童生徒への支援や教員の指導力の向上等を図るため、関係機関と連携して、カウンセリングや特別支援教育も含め遠隔教育の取組を支援する。

<sup>8</sup> 正式名称は「発達障害等のある子供達の学びを支える～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～」。障害者はその個性や能力をいかして活躍できる場の一層の拡大を目指し、文部科学省が本年4月に公表した「障害者活躍推進プラン」(同省における障害者雇用の推進や、学校教育、生涯学習、文化、スポーツの各分野において進められている障害者施策の中で、重点的に進めるべきと考えられる6つの政策プラン)のうち、学校教育分野のもの。

## (7) 新たな学びの基盤となる環境整備、EBPM の推進

社会における ICT や先端技術等の導入状況を踏まえると、Society5.0 を生きていく子供たちにとって、学校の ICT 環境や先端技術は「マストアイテム (=必需のもの)」であり、将来的には「1人1台専用」の学習者用コンピュータが整備されることが望まれ、一部の自治体においては、BYOD<sup>9</sup>を活用する動きも見られます。しかしながら、現状としては、ICT 環境は地域間で大きな差が生じており、これによって、教師による教育への技術の導入を難しくさせていることも指摘されています。このため、全ての学校において、ハードとソフトの両面から ICT 環境を整えることは、関係者が一丸となって対応すべき緊急の課題です。特にハードのみならず、教育内容を充実するためのソフト整備も大切です。

また、技術革新が進む一方で、教育政策は、客観的な根拠を重視することが求められています。全国学力・学習状況調査や各地方公共団体による学力や学習状況を把握する調査の利活用を、それぞれの役割を踏まえつつ促進することは、客観的な根拠を重視した教育政策 (EBPM) の推進にも資するものです。その際、国や地方公共団体において、客観的な根拠を重視した政策立案ができる人材を育成していくことも必要になります。なお、今後は、全国学力・学習状況調査における CBT の導入を見据えて、地方公共団体における ICT 環境整備を大胆に進めていくことも考えられます。

○ 学校の ICT 環境整備については、今後の学習活動において、最低限必要とされ、かつ、優先的に整備すべき ICT 機器等の設置の考え方等を示した「平成 30 (2018) 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針」を踏まえて策定された「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画 (2018~2022 年度)」のために必要な経費として、単年度 1,805 億円の地方財政措置が講じられている。当該地方財政措置は学校の ICT 環境整備に係る需要見込みを踏まえたものであるものの、用途の制限や条件付けのない一般財源として、その用途は飽くまで地方公共団体の裁量に委ねられている。こうしたこともあり、地方公共団体の間で、学校の ICT 環境整備に大きな差が生じているのが現状である。こうした状況を打破するためには、自治体で確実に整備が進むよう有効な手立てを講ずることが必要である。

このため、国は、地方公共団体ごとの学校 ICT 環境に係る整備の状況等を「見える化」することにより、保護者を含めた住民がそれぞれの地方公共団体の学校 ICT 環境の整備を評価できるようにする。また、地方公共団体の間で差が生じている要因・背景等についてきめ細やかな分析を行い、阻害要因に対し、必要な対応を可及的速やかに行う。その際、ICT 環境整備は学校の設置者が主体的に行うものであることから、国

<sup>9</sup> Bring Your Own Device の略。個人所有機器の持込み。



は、「全国 ICT 教育首長協議会<sup>10</sup>」とも連携し、都道府県だけではなく市町村まで含め、また、教育委員会だけではなく地方公共団体全体に、直接かつ継続的な働きかけを行う。

また、国は、地方公共団体が、必要十分な機能を有する ICT 機器等を整備するに当たり、競争的な環境の下で安価かつ機動的に調達できるよう、関係省庁が連携し、ICT 機器等の調達方法等に関するガイドブック等を作成する。その際、複数の地方公共団体による共同調達やハードウェア・ソフトウェア・ネットワーク・コンテンツ・保守等の分離調達、メーカー等からの直接購入、必要なソフトウェアの厳選、各種 ICT 機器等の価格の相場観の提示など、安価で広く展開できるモデルの構築・提示が有効である。

さらに、国は、最終的に児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、ICT を十分活用することができる環境整備を実現することに向け、BYOD やクラウドの活用、低価格パソコンの導入、ネットワーク・5G の活用も視野に入れた目標の設定とロードマップ作成を行う。

地方公共団体は、国や他の地方公共団体等の取組を踏まえつつ、首長部局と教育委員会の密接な連携の下、学校の ICT 環境整備を積極的に推進する。その際、総合教育会議において学校の ICT 環境整備を審議事項とし、各地方公共団体の首長が策定する教育の大綱に位置付けたり、各地方公共団体の教育振興基本計画に測定指標を位置付けたりするなど、取組の優先度を高めるような方策を講じることが必要である。また、地方公共団体が ICT 機器等を調達するに当たり、各地域における商取引の慣習等から様々な制約が存在しているとの指摘もあることから、競争的な環境の下で安価かつ機動的に調達できるよう隘路<sup>あい</sup>の分析・解消を図ることが重要である。その際、地方公共団体における学校 ICT 環境整備を促進する観点から、各種調査等のオンライン化や各種会議の遠隔システムの利用促進など教育行政における ICT 化を推進する。

- 国は、学校の授業・学習系システムと校務系システムの効果的かつ安全な連携手法を速やかに確立し、全国に普及・展開することにより、各学校におけるデータに基づいた学習指導や生徒指導の質の向上、学級経営・学校運営の改善・充実等を支援する。
- 国は、クラウドサービス等先端技術の活用を推進し、新たな学びの基盤を整備するため、技術の活用と情報セキュリティの確保の両立を図るための課題や対応策の整理を行い、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の在り方について必要な見直しを行う。また、今後の技術進展とともにクラウドサービスの普及を見据え、

<sup>10</sup> 学校の ICT 環境整備について教育委員会と地方公共団体の長が連携協力して取組を進めていくことが重要であることを踏まえ、全国の首長有志が集い、我が国の ICT 教育に対する理解や ICT 教育環境整備、制度改革推進に資することを目的として、平成 28 年 8 月に設立した協議会。平成 30 年 12 月時点で 125 の地方公共団体が協議会の活動に賛同。

大容量のデータのダウンロードや集中アクセスにおいても、通信速度やネットワークの通信量が確保されるよう、教育用ネットワーク環境の在り方についての検討も行う。加えて、個人情報保護条例の「オンライン結合制限」規定の廃止や当該規定を設けていない団体に関する事例、当該規定の下でオンライン結合を実施している事例等を取りまとめ・公表する。地方公共団体は、教育における先端技術の効果的な活用の観点から、こうした取組を踏まえ、必要に応じて条例やセキュリティポリシーの見直し等を行う。

- 世界最高速級の学術通信ネットワークである「SINET<sup>11</sup>」は、これまで高等教育機関等の教育研究用として利用されてきたが、これを初等中等教育に開放することにより、地方公共団体等による学校の ICT 環境整備全般を促進することや、初等中等教育と高等教育との交流・連携ネットワーク基盤として機能することが期待される。このため、国は、「SINET」を希望する全ての初等中等教育機関でも利用できるよう、活用モデルを検討・提示するなど、地方公共団体や学校等への支援を行う。
- 国は、今後、地方公共団体や学校、ICT 機器や EdTech 等を提供する多様な民間教育事業者との連携の下、学校現場における技術の導入・活用が更に進むよう、学校現場等のニーズを踏まえた技術や教材の開発・効果的な活用等のためのガイドラインを策定する。その際、教育上効果的な学習ソフトが競争的な環境の下で継続的に提供され続けるよう、民間教育事業者と学校現場の間で好循環が生まれるよう配慮する。
- 国は、学校における ICT 環境の整備状況を踏まえつつ、経年変化分析の充実や CBT の導入を含めた全国学力・学習状況調査の改善を検討する。
- 一部の教育委員会において、IRT<sup>12</sup>を活用して児童生徒の経年での学力の伸びを調査分析する学力調査等が実施されており、国は、このような事例も踏まえつつ、EBPM に資するような全国学力・学習状況調査や子供たちの学習傾向等に関する様々なデータを有効に活用するための方策について検討する。

<sup>11</sup> 国立情報学研究所（NII）が構築・運用する高等教育を対象とした日本全国の国公立大学、公的研究機関等を結ぶ世界最高速級（100Gbps）の通信インフラ。

<sup>12</sup> Item Response Theory（項目反応理論）の略。統計解析手法の一つ。試験結果分析に用いると、異なる時点で行われた試験同士の比較や、複数の受験者・回答者集団間、異なる年齢間での特性値・能力値の比較が推計できる。

## (8) 生涯を通じた学びの機会の整備の推進

人口減少、高齢化、グローバル化などの大きな社会変革の中で、国民一人一人が豊かな人生を送るために、生涯にわたって学び続けることがこれまで以上に重要になっています。

国や地方公共団体等が、国民の生涯を通じた学びを支える環境を整備するに当たって、先端技術を積極的に導入し、活用することにより、学びの内容・形態の一層の広がりがもたらされ、個人の置かれた状況や、地理的・時間的な制約等に関わらず、個々人の学びの一層の深化や学習成果のより幅広い活用の実現に資することが期待されます。また、学校・家庭・地域が技術革新を通じて連携を深めることにより、新たな学びの姿や学びの場が生まれることも期待されます。

こうした学びの成果が適正に評価され、処遇されるような社会の実現が望まれます。

- 人生 100 年時代を迎えるに当たり、全ての人が時間や場所にとらわれず、必要な時に必要なことを学ぶことができる環境を整備するため、放送大学等において e-ラーニングやオンライン授業・講座の開設を促進する。
- 国は、高齢者や障害者、外国人、へき地居住者等が図書館の利用に当たって直面する様々な困難の解決に資するよう、先端技術を活用した点字・視聴覚資料、外国語資料、電子書籍等の図書館における活用事例について調査を行い、周知を図る。
- 国は、時代の変化に即した多様な学びによる学習者自身の成長と、学びを契機とした地域社会の発展が全国各地でもたらされるよう、例えば、地域のデジタルアーカイブの整備とその活用により、住民の地域理解の増進やコミュニティの活性化につながるなど、図書館・公民館・博物館などの社会教育施設等における先端技術の活用により学びを深めている事例や、学びの成果を活用している先進的な事例、ICT 等を活用した学校・家庭・地域の連携・協働に関する先進的な事例を収集し、周知を図る。

## (9) 教育現場と企業等の連携・協働

技術革新が目覚ましく発展する中、学校や教育関係者が先端技術を迅速に取り入れていくためには、様々な外部の専門家の協力を得ることも必要です。そのため、ICT や先端技術の活用についてノウハウを持っている民間企業等と連携して、安全かつ効果的に学校に技術を導入していくことが有効です。

- 国は、「未来の学びコンソーシアム」など関係省庁が連携・協働した取組を引き続き実施するとともに、関係省庁の担当者等が一堂に会する協議会等を定期的を開催する。地方公共団体においても、ICT 機器や EdTech などの技術を活用することの重要性に対する教育委員会や校長の意識を高めていくとともに、総合教育会議を活用することなどを通じて、首長と教育委員会が一体となり、先端技術の活用を含めた教育の情報化を推進する。
- 教育現場における先端技術の活用では民間企業等との連携・協働が非常に重要であり、民間企業等においては、特に以下のような点で今後一層の積極的な協力等が期待される。
  - ・学校や学習者が効果的に活用できる便利で安価な ICT 機器やネットワーク環境等の開発・構築・整備
  - ・学習効果の高い魅力的な EdTech 等を活用したデジタル教材の開発、これらの教育現場への供給の促進
  - ・地方公共団体や学校と連携した学校 ICT 環境整備に係る技術的ノウハウの提供
  - ・ICT 支援員、社会や産業での実践的な課題をテーマとした探究的な学習を支援できる人材等を含めた人材供給の推進
  - ・EdTech 等の技術開発や効果的な活用に係る事例創出や実証研究等の実施
- 国は、プログラミングなど、民間団体等が学校外において行う特に優れた取組等について、民間団体や企業等と連携した地域の取組を推進するための仕組みづくりを実施する。

## 2. 新時代に対応した高等学校改革

高等学校への進学率については、平成 29 年度には 98.8%まで上昇するなど、今日では高等学校は中学校を卒業したほぼ全ての子どもたちが進学する教育機関として、極めて重要な役割を果たしています。特に、選挙権年齢や成年年齢が 18 歳に引き下げられるなどの状況を踏まえると、高等学校においては、平成 30 年 3 月に公示された新しい学習指導要領で新設された公民科の必修科目「公共」などの教科等における主権者教育等を通じ、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力を育成していくことが一層求められます。

一方、高校生の能力、適性、興味・関心、進路等が多様化する中、高等学校が対応すべき教育上の課題は複雑化しています。高等学校における課題は、文部科学省と厚生労働省

が実施している「21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）」等を通じて把握されています。同調査は、平成13年に出生した子供を対象に毎年実施しており、第16回となる今回、対象が初めて高校1年生等になりました。今回の調査の結果では、学校生活への満足度（授業の内容をよく理解できている、学校の勉強は将来役に立つと思うなど）や学校外での勉強時間について、中学校段階に比べて高等学校入学後では低下しており、他の調査の結果<sup>13</sup>も踏まえれば、高校生の学校生活等への満足度等が中学校段階に比べて低下しているのではないかということも考えられます。

また、今日の高等学校を取り巻く我が国の状況を見ると、人口減少を伴う少子高齢化や、就業構造の急速な変化、グローバル化、SDGsの推進等に加え、AI・IoTなどの技術革新や生命科学の急速な進展によるSociety5.0の到来など、大きな社会変化が予測されています。そのスピードは速く、具体的にどのように変わっていくのかを予測することは困難ですが、人の働き方をはじめ、健康・医療分野などの我々の生活に身近な様々な分野においても大きな変化が起こっていくことが考えられます。

こうした状況の中で、これからの高等学校は、Society5.0を生き抜くための力（①文章や情報を正確に読み解き、対話する力、②科学的に思考・吟味し活用する力、③価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力等）や生徒一人一人が能動的に学ぶ姿勢を共通的に身に付けさせるとともに、将来、世界を牽引する研究者や幅広い分野で新しい価値を提供できる人材となるための力を育むことが求められています。また、生徒が高い志をもって成長し、より良い社会の担い手となるよう、生徒の自己肯定感を育むことも求められます。これらの力は、これまで育まれてきたものとは全く異なる新しい力ではなく、高等学校教育が長年育成を目指してきたものです。これらの力は、時代の変化という「流行」の中で未来を切り拓いていくために必要な力であり、その基盤は、学校教育における「不易」たるものの中で育まれるものです。

このため、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や、一人一人の子供の能力を最大限に引き出すためのICT等の活用も含めた多様な学びの提供を実現するとともに、実社会での問題発見・解決にいかしていくために各教科での学習を結びつける教育を重視し、特定の教科を履修しないなどの極端な学習状況にならないよう、文理両方をバランスよく学ぶこと等を通じ、Society5.0をたくましく生きる人材の育成を図っていくことが求められます。

各高等学校においてこうした取組を進める上では、校長の役割は特に大きいと考えられます。これからの高等学校において、校長は、それぞれの高等学校における改革の第一人者であるとの自覚を持って、教育理念を明確に示し、それに基づき教育課程を改善するとともに、教師の意欲を引き出すことにより、組織が一丸となって教育改革を進めていけるようリーダーシップを最大限発揮していくことが求められます。

---

<sup>13</sup> 高校生の学校外での勉強時間が少ないこと等については、「第5回学習基本調査」データブック（ベネッセ総合研究所）において報告がなされている。

同時に、高校生の教育に関わる学校関係者や家庭、地域社会など全ての人が、自らが当事者であるという意識を強く持ち、自分は何をすべきか、何ができるのかを前向きに考え取り組むことがこれからの教育を良くしていくためには不可欠なことです。

新学習指導要領が実施されていく中、高等学校改革に大胆に取り組むことは、我が国の人材育成において大きな意義のあることです。こうした各学校における改革の取組が一時の機運の高まりで終わることがないよう、教師の意識改革や人事配置等の工夫、地域の関係者等の学校運営への参画等を進め、継続性を維持し定着させていくことが必要です。

## (1) 学科の在り方

高等学校の学科は、普通科、専門学科及び総合学科の3つの区分が設けられており、在籍する生徒の数は、それぞれ、239万人、71万人、18万人（平成29年度）となっています。

学校視察やヒアリング等を通じ、普通科においては、生徒の能力や興味・関心等を踏まえた学びの提供という観点で課題がある場合があり、一斉的・画一的な学びは生徒の学習意欲にも悪影響を及ぼすこと、専門学科においては、社会や産業界の変化に応じた最新の教育を実現するための教育環境に課題があること、総合学科においては、普通科・専門学科の多様化が進展する中、総合学科としての特色の発揮という観点で課題があること等が明らかになりました。

こうした課題を踏まえ、Society5.0に向けて共通的に求められる力を育み、社会を牽引する人材を育成する観点から、改革を進めることが必要です。

○ 新時代の高等学校は、Society5.0を生き抜く力を身に付けさせるとともに、新たな社会を牽引する人材や地域を分厚く支える人材の育成につなげていくことが必要である。一方、現行制度では、必修科目を全ての生徒に履修させた上で、選択科目等を自由に開設できる制度となっているが、多くの学校では、教育目標は掲げられているものの、教育課程と十分に関連付けられていなかったりするなど、生徒の個性や社会の人材需要等に基づいた学校の特色を発揮しきれていないという課題がある。このため、全ての高等学校において、教育理念を明確化するとともに、教育理念に基づき、生徒の受入れ、教育課程の編成・実施、修了認定等を通じた一貫した教育活動が行われるよう、生徒受入れに関する方針、教育課程編成・実施に関する方針、修了認定に関する方針を定めることとする。

○ 特に、現在、生徒の約7割が在籍する普通科について、生徒の意欲と関心を喚起し、能力を最大限引き出すことができるよう、校長のリーダーシップの下、一丸とな

って教育改革を推進することが重要である。その一つの方策として、国は、普通科の各学校が、教育理念に基づき選択可能な学習の方向性に基づいた類型の枠組みを示すこととする。また、国は、類型の選択状況や実施状況等の把握に努めることとする。これらの類型については、Society5.0における人材需要や多様化が進展する高等学校の実情を踏まえ、以下のようなものが考えられるが、その種類や当該類型に係る必修科目を含めた履修や指導体制、環境整備等の在り方については、中央教育審議会等において専門的・実務的に検討する。なお、検討に当たっては、それぞれの建学の精神の下で教育活動を実施している私立学校や、中山間地域等において多様な進路希望を有する生徒を受け入れている学校等に係る実態を踏まえた適切な配慮が必要である。

#### 〈類型の例〉

- ① 予測不可能な社会を生き抜くため自らのキャリアをデザインする力の育成を重視するもの
- ② グローバルに活躍するリーダーや国内外の課題の解決に向け対応できるリーダーとしての素養の育成を重視するもの
- ③ サイエンスやテクノロジーの分野等において飛躍知を発見するイノベーター等としての素養の育成を重視するもの
- ④ 地域課題の解決等を通じて体験と実践を伴った探究的な学びを重視するもの

○ Society5.0をたくましく生きるためには、文系・理系のどちらかに偏ることなく、バランスよく資質・能力を身に付けていくことが重要であり、例えば、教育理念に基づくことなく、大学入学者選抜等を過度に重視した文系・理系に分断されたコースの開設等は、生徒に真に必要な力を身に付けさせる観点からは、望ましい在り方とは言い難い。各高等学校は、自らの教育理念及び教育課程編成・実施に関する方針等に基づき、文系・理系のバランスがとれた科目履修が行われるよう、教育課程を見直すことが重要である。

○ 農業・工業などの地域経済の活性化を担う人材を養成する専門学科において、社会や産業界の変化に応じた実践的な教育を推進する観点から、国は、専門学科が地域の地方公共団体や産業界、大学等と協働して、外部専門家の派遣や最新鋭の施設設備等の共同利用、インターンシップの実施等について地域の協力を得る仕組みを全国的に普及する。また、専門学科においては、専門の免許を有する教師の確保が課題となっていることから、その現状を把握し、対応を検討する。さらに、企業や大学等と連携し、専門性の高い社会人等が教師等として学校教育に参画することを促進する。本科3年の上に実践的職業資格の取得等に資する教育を行っている専攻科についても実態を踏まえた支援の在り方を検討する。

- 国は、選択履修を可能とする特性をいかして学校の特色を発揮することができる総合学科についても、生徒に真に必要な力を身に付けさせる観点から、自らの教育理念及び教育課程編成・実施に関する方針等を徹底するなどの対応を検討する。
- 普通科、専門学科及び総合学科のそれぞれにおいて、教育理念に基づく教育改革を進めるとともに、国は、これらの取組状況を踏まえつつ、Society5.0に求められる各学科の在り方や指導体制等について専門的・実務的に検討する。

## (2) 高等学校の教育内容、教科書の在り方

学習指導要領はおおむね10年に1度改訂されているところ、平成30年3月に新学習指導要領が公示されたところであり、高等学校においても、今後、新学習指導要領の確実な実施と定着を図る必要があります。

また、小学校や中学校と同様、高等学校においても、教科の主たる教材として、教科書検定を経た教科書の使用義務が課されています。

これらの制度により、全国的な高等学校教育の質の保障がなされている一方で、今後、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会が急速に変化する中、生徒に将来必要となる力を身に付けさせる観点から、教育課程や教科書を含め、学習指導の在り方について改善が求められます。また、生徒指導についても、生徒一人一人の特性・多様性に応じた適切な指導が行われることはもとより、学校を取り巻く社会環境や生徒の状況の変化を踏まえ、その在り方を絶えず積極的に見直していくことが重要です。さらに、部活動については、様々な問題事案が見られることから、より一層、生徒の健康に十分配慮するなど安全安心第一の取組を徹底していくことが求められます。

- 国は、新高等学校学習指導要領を踏まえ、「社会に開かれた教育課程」の理念の下、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進するとともに、学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立を図る。その際、教科書や教材を適切に組み合わせ学校や生徒の実態に応じた授業を実施することを促す。
- 新高等学校学習指導要領に盛り込まれたAI・数理・データサイエンスや生命科学等をはじめとした、Society5.0において重要となる分野における基礎を確実に身に付けることができるよう指導の充実を図る。
- 国は、社会で求められる力や教育における技術利用が急速に変化していくことを踏まえ、こうした変化に学校現場が迅速かつ柔軟に対応できるよう、学習指導要領や学習指導要領解説の一部改訂の実施や現代的な諸課題に対応した教材の作成など、教育



課程の不断の見直しを行うとともに、多様な実態に応じた教育課程編成を可能とする観点から、標準的な授業時間の在り方を含む教育課程の在り方について、中央教育審議会の検討を踏まえ、見直す。

- 教科書の作成・検定・採択に係る一連の仕組みは、高等学校教育の質を担保する上で重要である一方、一定の期間を要することが生徒に最新の学びを提供する際の制約となる場合もある。こうしたことから、国は、教科書の一部訂正制度の積極的な活用等を推進する。また、中長期的な観点から、情報や工業・商業などの技術革新の進捗が早い分野の教科・科目に係る教科書については、前述の教育課程の不断の見直しに対応した教科書の弾力的見直しなどについて検討する。また、これらの教科等については、教科書以外の教材が有効な場合もあることから、副教材の積極的な活用を促進する。
- 国は、将来、世界で活躍する革新的なグローバル人材の育成を推進するための基盤構築に向け、高等学校におけるICT環境整備などの取組を進めるとともに、我が国における国際バカロレア<sup>14</sup>の推進を図るため、学習指導要領の内容を確実に学びつつ国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを無理なく履修することができ、より活用しやすい制度となるよう、現在の教育課程の特例を認める仕組みの改善を図る。
- 学校において育成が求められる力が変化する中であって、教育の質を維持・向上させていくためには、ICTを活用した遠隔教育により、社会で実践的な活動を行ってきた外部人材等と連携した授業の実施や多様な選択科目を可能とすることによる学習機会の充実等も求められる。このため、国は、大学や民間企業・団体等による連携先とのニーズ等のマッチングや指導面・技術面のアドバイスなど様々な支援や助言を受けられる環境の整備や、実証事例の創設、グッドプラクティスの全国的普及などを通じ、全ての高等学校等が遠隔教育を活用した教育の質の向上を図っていくことができるようにする。
- 国、地方公共団体及び学校は、生徒が安全安心にスポーツや文化に親しむことができるよう、部活動の実施に当たっては、スポーツ庁及び文化庁が平成30年に策定したガイドラインを踏まえ、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

<sup>14</sup> 国際バカロレア機構が提供する国際的な教育プログラム。このうち、16歳～19歳を対象とする2年間のカリキュラムである「ディプロマ・プログラム」において、最終試験を経て所定の成績を収めると、国際的に認められる大学入学資格（国際バカロレア資格）が取得可能。

- 教育行政における EBPM の重要性が高まる中、高等学校改革の取組成果や課題等を明らかにし、その効果を高める観点から、国は、高等学校段階においても、生徒の学習状況等の把握を通じて EBPM を推進する。

### (3) 定時制・通信制課程の在り方

高等学校の定時制・通信制課程は、勤労青年の高等学校教育を受ける機会を保障するため戦後制度化され、60 年が経過しました。近年では、勤労青年が減少する一方、不登校経験者や中途退学経験者、特別な支援を要する生徒、帰国生徒・外国人生徒、社会人など、多様な背景を持つ生徒が多く在籍しています。定時制・通信制課程を考える上では、全日制課程との関連も含めた高等学校教育全体を見渡して、こうした時代の変化・役割の変化に対応することが求められます。

また、広域通信制高等学校においては、一部の学校で極めて不適切な学校運営や教育活動が行われていたことを踏まえ、質の保障・向上を徹底し、社会の信頼を高めていくことが必要です。

- 定時制・通信制課程は、勤労青年だけでなく、不登校経験者や中途退学経験者、特別な支援を要する生徒、帰国生徒・外国人生徒、社会人などの多様な背景を持つ生徒の受け皿となっている。国は、こうした実態を把握し、その変化に応じた教育の質の向上や生徒支援の方策について、総合的に検討する。
- 定時制・通信制課程が、勤労青年のための学びの場という設置当初の位置付けから、多様な生徒の学びの場としての課程へと変容しつつある中、定時制・通信制課程において、これらの生徒が自らのキャリアをしっかりと描き、また多様な進路を実現できるよう、国は、必要な社会的スキル等を育成できるように制度や運用の在り方について検討する。
- 通信制課程は、場所や時間にとらわれない柔軟な特性をいかし、多様な生徒の学びの場としての役割を果たす一方、対面による指導時間が少ないこと等により、生徒の学習状況や定着度についての把握が困難となっていることから、国は、通信制課程における「高校生のための学びの基礎診断」の活用促進など、通信制課程の質の確保・向上のための方策を講じる。
- 広域通信制高等学校は、質の確保・向上の必要性が指摘される中、引き続き、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」に基づく運営改善に取り組む

とともに、国は、広域通信制高等学校における第三者評価の在り方の実証研究結果等を踏まえた更なる質の確保・向上に向けた取組を推進する。

- 定時制・通信制課程は、夜間中学<sup>15</sup>を卒業した生徒の学びが継続される場ともなり得ることから、夜間中学との接続・連携を図る。

#### (4) 教師の養成・研修・免許の在り方

新高等学校学習指導要領に基づき、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進するとともに、生徒に Society5.0 を生きる上で必要となる力を身に付けさせるためには、教師の役割が何よりも重要です。

技術革新や社会の変化に伴う新たな学習指導に対応するとともに、地域や大学等との協働による実践的な教育を実現するためには、そのような質の高い学びをコーディネートする教師が担うべき役割の重要性が更に高まります。そのため、教師の養成・研修・免許の在り方について改革を進め、優秀な人材が教師を志し、意欲とやりがいを持って教壇に立てる環境を支えていくとともに、能力に応じた適切な評価をしていくことが求められます。また、時代の変化に適時適切に対応した教育を展開するためには、免許を有する教師だけでなく、高度な専門性を備えた外部人材を活用するという視点も重要です。

- 従来、教科ごとの教師のまとまりが強い高等学校において、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や、ICT を活用した指導、特別な配慮が必要な生徒への対応、地域と連携した教育活動の実施などの全校的な教育課題に対応した教師の育成を進めるため、地方公共団体、高等学校は、校内研修を中核に据えた研修が継続的に実施されるよう校内研修担当リーダーを置くなどの研修実施体制を確実に構築する。また、国は、独立行政法人教職員支援機構においてこれらの課題に関する研修プログラムの開発や研修指導者の育成を図る取組を進める。

- 都道府県等は、教育公務員特例法の一部改正により平成 30 年度から導入された資質の向上に関する指標について、高等学校の校長などの管理職や教師の指標としてより一層適切なものとなるよう、例えば各学校種ごとに指標を記述するなど常に点検し見直しを図ることが重要である。また、独立行政法人教職員支援機構においては、各都道府県が定めた指標についての情報を収集・分析するとともに、必要に応じ各都道府県に助言や情報提供を行う。

<sup>15</sup> 正式名称は中学校夜間学級。地方公共団体が設置する中学校において、夜の時間帯に授業が行われる公立中学校の夜間学級のこと。平成 31 年 4 月時点で 9 都府県 27 市区に 33 校が設置されている。

- 各高等学校においては、教育理念に基づき特色ある充実した教育を行っていきけるよう改革を進めていくことが必要であり、そのためには校長などの管理職のマネジメント力の向上が不可欠である。このため、地方公共団体は、地域の関係機関との連携等を含めた管理職を対象としたマネジメント研修の充実や登用の際にそのマネジメント能力等を適切に評価するなどの管理職登用方法の改善などの取組を進める。その際、将来管理職となる層を分厚く育成していくという視点も重要である。
- 生涯学び成長し続ける教師の育成のため、若手教師の育成を図ることが重要であり、地方公共団体及び高等学校は、初任者研修をはじめとした若手教師の研修の充実を図るとともに、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が円滑に行われるよう、ベテラン教師から若手教師への知識技能の伝承などの取組を進める。また、教員の指導の高度化の観点から、教員が在籍校での勤務を継続しながら大学院で学べるような柔軟な大学院教育を拡充する。
- 大学は、高等学校の教員養成の質向上に向けて、教職課程の情報公開や評価の充実を図るとともに、特に教職課程の教育内容を充実させるため、教職課程における学内の運営体制の整備、教育内容の充実や担当教師の資質・能力の向上、実施時期等を含めた教育実習の充実、教職課程に在籍する学生の知識・技能の定着状況をチェックするシステムの開発・普及を図る。
- 教職課程の教育内容を充実させるため、国は、教職に強い大学と教科に強い大学が共同して質の高い教員養成ができる仕組みを検討する。
- 国は、教職課程の教育内容が、教師に求められる知識・技能に常に対応し得るものになるよう、今後、学習指導要領の改訂等を踏まえ、教職課程に係る制度や内容の見直しを行うとともに、教職課程コアカリキュラムの改定、教職課程の認定、実施状況の評価等を通じて見直しの内容が確実に実施されるようにする。
- 社会が加速度的に変化する中で、学校において育成が求められる力も、それに即応して変化することを踏まえ、地方公共団体は、企業等において職業に関する高い技能や豊富な経験を有する者、ポストドクターなどの研究者、アスリートや芸術家をはじめとする多様な学校外の人材を、特別免許状や特別非常勤講師制度を用いて、教育現場において活用する取組を推進する。この際、学校外の人材に特別免許状を授与するに当たっては、教育現場における採用の時期を十分意識するとともに、当該人物の熱意や教師としての適性、また、採用後にできるだけ迅速かつ円滑に教師として活躍できるように、例えば、特別免許状の授与を希望する者を対象とした教師塾やインターン

シップを実施し、教師としての適性や熱意を見極めるといった方法を検討する。また、国は、こうした取組を受けた各都道府県における学校外の人材の活用状況や都道府県ごとのばらつきを把握し、優れた事例等の周知等を図ることにより制度の活用を促す。

- 地方公共団体は、教育理念に基づき、校長が特色ある教育活動を積極的に推進している場合には、その在職期間の長期化を図るなど、人事異動の在り方を再点検する。
- 国は、出産・育児等で離職し、免許状の有効期限が経過している者など、教員免許状を有する多様な人材が必要な時に適切に免許更新ができるようにするため、放送・通信・インターネットによる更新講習の開設を促進し、受講しやすい環境を整備するとともに、更新講習の受講者の負担軽減を考慮し、都道府県教育委員会等が実施する研修と更新講習を兼ねて実施する取組等を促進する。
- 国、地方公共団体及び学校は、教師が研修等を通じて自ら学び成長する時間を確保するためにも、各教師の勤務実態を適切に把握するとともに、学校における業務について不要不急のものを廃止縮小するなどの業務改善を積極的に行うなどして、教師の業務負担の軽減を含む学校における働き方改革を進める。

## (5) 地域や大学等との連携の在り方

高等学校が、地域と協働して地域そのものを学びの対象とすることにより、その魅力を高めていくことは、実践を通じた学びの選択肢の創出と地方創生の双方に資するものであり、全国でも取組の成果が報告されています。地域を分厚く支える人材の育成に向け、地域との協働を進めていくことが必要です。

また、生徒に高度かつ多様な教育機会を提供することにより、個々の能力を最大限に引き出し、社会を牽引する人材の育成を図る観点から、大学等との連携を進めていくことが必要です。

さらに、高等学校を卒業して就職した者が、生涯を通じてその業績や能力を適正に評価され、処遇されるような社会の実現が望まれます。

- 国は、新高等学校学習指導要領を踏まえた探究的な学習活動を推進する観点から、高等学校が、市町村、産業界、高等教育機関、社会教育施設等と協働して地域課題の解決等を通じた学びを実現する取組を推進する。

- 国及び地方公共団体は、高等学校と地域との組織的・継続的な連携・協働体制を確立し、学校外の人的・物的資源の一層の活用を通して、「社会に開かれた教育課程」の実現を図るため、高等学校における「チーム学校」の実現、高等学校の特性を踏まえたコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入・活用と地域学校協働活動の実施を推進する。その際、多くの公立高等学校が都道府県により設置され、基礎自治体である市町村等との間の協働に課題がある場合があることを踏まえ、好事例を把握・周知することなどを通じ、学校運営協議会制度等を通じた都道府県、市町村及び高等学校との連携を強化する。
- 地域を素材に課題探究する学びを実現する上で、高等学校と地域をつなぐコーディネーターの果たす役割は重要であり、そのための人材の確保と育成が必要であることから、国は、地方公共団体における取組等も踏まえ、コーディネーターとしての職制や処遇、育成施策の在り方について総合的に検討する。また、地方公共団体は、地域との連携に中核的な役割を果たしてきた教師について、地域連携の継続性を確保する上での人事上の配慮や工夫を行う。
- 高等学校段階で地域の産業や文化への理解を深めることは、人材育成の観点のみならず、その後の地元定着やUターン等にも資するなど地方創生の観点からも重要であることから、地方公共団体は、民間資金などの多様な財源を活用し、高等学校における地域課題の解決等を通じた探究的な学びの実現を支援する。
- 生徒の興味・関心に応じて多様な選択を可能とするとともに、離島・中山間地域にある高等学校の多様性を高める観点から、国は、全国各地で地域の特色をいかし、魅力ある教育を展開している高等学校について、事例の収集及び発信を強化する。
- 高等学校は、地域問題発見・解決に向けた探究的な学習活動の大学と連携した実施等、高大連携によるカリキュラム開発等を推進する。
- 社会を牽引するグローバルリーダー等を育成する観点から、国は、海外の高等学校や大学等との連携体制の構築や、高等学校在学時における大学教育の先取り履修を高等学校で単位認定したり、進学後の大学で単位認定したりする取組等を推進する。

## （6）中高・高大の接続

中高一貫教育の制度化や高大接続改革など、高等学校とその前後の教育段階の接続については、これまでも改革が行われてきましたが、社会が加速度的に変化する中で、学校

において育成が求められる力も変容しており、各教育段階を一貫した教育の必要性が高まっています。その際、中学校・高等学校段階の学びが、次の段階への準備によって大きく途切れることのないよう、各学校において十分留意することが必要です。また、高等学校卒業後に就職をする生徒への進路指導についても、従前からの慣行を見直す時期がきています。

特に、高大接続改革については、これまでも提言してきたように、大学入学者選抜が、高等学校の教育に大きな影響を与えているとの指摘もあり、こうした観点も踏まえ、中高・高大の接続の在り方について、改革を進めることが必要です。

- 一部の私立大学の文系学部の入学者選抜において、これまで必須とされていなかった数学を必須とする取組も見られる中、大学は、AI やビッグデータの発達により、様々な分野においてデータサイエンスの重要性が高まっており、文理両方を学ぶ人材の育成が急務となっていることを踏まえ、学部・学科の特性を踏まえつつ、文系・理系に偏った試験からの脱却を目指し、入学者選抜の在り方を見直す。国は、入学者選抜改革やアドミッションポリシーを踏まえたカリキュラム改善等、教育の質向上に取り組む大学の支援の充実を図る。
- 高等学校は、前述のとおり教育理念に基づき生徒受入れに関する方針を明らかにするとともに、中学校においては、高等学校の生徒受入れに関する方針等を踏まえた進路指導が実施されるよう努める。
- 生徒の将来の社会的・職業的自立のために必要な資質・能力の育成や、中高・高大の接続等に当たって目的意識を持った進路選択が行われるよう、中学校及び高等学校においては、キャリア教育の理解の深化を図るとともに、多様な進路選択の実態も考慮しながら、中高の進路指導やキャリア教育の取組を充実する。
- 国は、高等学校卒業者のいわゆる「一人一社制<sup>16</sup>」について、高校生の主體的な職業選択に向けた就職支援とキャリア教育の推進という観点から、当事者の声も取り入れながら、よりよいルールとなるよう検討を進める。

<sup>16</sup> 新規の高等学校卒業者の就職活動に関して、地域の状況に応じ、産業界、労働局、自治体、学校関係者等の申し合わせにより運用されている慣行。就職に当たっての高等学校からの推薦について、一人の生徒が一定期間に応募できる企業を一社とするものであり、平成30年度時点では、秋田県、沖縄県を除く45都道府県で運用されている。

## (7) 特別な配慮が必要な生徒への対応

新時代の高等学校においては、共通性の確保とともに多様化への対応が求められており、様々な個性や背景を持った生徒一人一人の能力を引き出していくことが求められます。

特に、不登校などの多様な課題を抱える生徒にきめ細かく対応していくことや、平成30年度から導入された高等学校における通級による指導の推進など、障害のある生徒の教育環境の充実を図り、誰一人として置き去りにしない教育を実現していくことが重要です。

また、外国人材の受入れ拡大や海外に進出する企業の増加等に伴い、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒等が増加する中、こうした生徒が安心して学びに向かえる環境を整備する観点が求められます。

- 不登校などの多様な課題を抱える生徒にきめ細かく対応するためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門人材が重要であることを踏まえ、国は、高等学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置について全国的な実態を把握するとともに、結果に基づき、適正な配置・活用に向けた方策を早急に検討する。
- 国は、SNS等を活用し悩みを抱える生徒を支える教育相談体制の充実を図るとともに、不登校生徒を対象とした特別な教育課程を編成・実施する学校の設置促進や教育支援センターの更なる整備、教育委員会等とフリースクール等の民間施設との連携の推進など、不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保を推進する。
- 国は、高等学校における通級による指導の充実を図るとともに、各都道府県において特別支援教育の拠点校を整備し、その取組を他の学校に普及するなどにより、全ての高等学校における特別支援教育の充実を推進する。
- 国は、障害のある生徒に対する教科指導について、障害の状態に応じた指導方法の改善を図るとともに、教師の指導力の向上を図る。
- 国は、高等学校入学者選抜において、障害の状態等に応じて一層の合理的配慮が行われるよう、各都道府県における事例を周知するなどにより、各都道府県の取組を促進する。



- 障害のある生徒の自立と社会参加に向け、国は、特別支援学校高等部・高等学校と労働分野の関係機関等とのより実効的な連携体制が構築されるよう、就労支援コーディネーターの効果的な活用や、個別の教育支援計画の活用等による効果的な取組事例について情報収集・提供するなど各地方公共団体の取組を支援する。
- 国及び大学は、高等教育を受ける機会の充実に向け、機器の利用など、視覚障害、聴覚障害、書字障害など様々な障害へ配慮した入学試験の形態の拡大を推進する。
- 従来より、高等専修学校においては、発達障害のある生徒など特別な配慮を必要とする個々の生徒への教育支援に加え、生徒の自立に向けた職業教育に関する取組を行っている事例があり、国は、こうした取組事例を収集・分析し、全国の高等専修学校や中学校等への周知を図る。
- 高等学校に在籍する日本語指導が必要な外国人生徒等が大幅に増加している状況の中、高等学校における外国人生徒等の受入れ体制を充実させるため、国及び地方公共団体は、地域の関係機関やNPO、企業、大学等との連携を図りつつ、日本語指導や学力の向上、進路・進学への支援等の取組を推進する。
- 帰国生徒については、帰国後の高等学校等への進学や日本の学校生活への溶け込み等への不安を解消し、より多くの海外赴任する者が、安心して子供を帯同できるよう、国及び地方公共団体は、帰国生徒を対象とした入試や編入学、教科学習・学校生活のサポート等により帰国生徒の受入拠点となる高等学校の取組を推進する。
- 国は、中途退学の未然防止の観点からの体制整備を図るとともに、中退後も再就学・高等教育機関への進学や就労ができるよう、在学中からの切れ目ない支援を行う取組を促進する。

## (8) 少子化への対応

平成29年度の高等学校の生徒数は、346万人であり、平成2年度の579万人と比較して、200万人以上も減少しています。これまで、全国では都道府県等による再編・統合が進められてきましたが、高等学校の再編・統合は教育的観点のみならず、地域の様々な事情を勘案しながら検討すべき課題です。特に、中山間地域等において、高等学校の存在は地域の活力につながる重要な機関であることが指摘されています。今後、更なる生徒数の減少が予測されている中、小規模な高等学校においても、教育水準の維持・向上や更なる魅力化を図ることが重要です。

こうした観点から、少子化への対応について取組を進めていくことが必要です。

- 国及び地方公共団体は、離島・中山間地域等の小規模な高等学校において、ICT等の導入や高等教育機関との連携強化により、学習の多様性や質の高度化を図るとともに、地域特性をいかした問題発見・解決型の学習を推進することにより、Society 5.0を牽引する人材育成を強化する。
- 少子化や過疎化の進行に伴い、都道府県において高等学校の再編や小規模校の活性化の取組等が進められていることを踏まえ、各都道府県等の検討に資するよう、国は、それらの状況や事例を把握し、各都道府県へ情報提供を行う。